

株式会社の「解散登記」に必要な手続き



会社の期中解散については期首から6か月経過後は仮決算をして資産・負債の整理をします。また、休眠株式会社は最終登記から12年（一社法人は5年）で、通知後法務局が職権解散手続きを執ります。この場合、裁判所から最大100万円の過料請求の可能性があります。自主的な解散手続きは以下のような手順で行って下さい。末尾に議事録等のひな型を用意します。

第1 報酬/所要期間等

A) 清算事務とは、確定申告書関係の助言を経て解散登記をして清算事務が始まります。

(1) 確定申告関係報酬（申告代行報酬）当社規定による <https://etax.tokyo/>

B) 報酬（前払）

清算事務支援4領域の助言（税理士報酬）及び法律事務報酬（行政書士報酬）

(2) 清算事務（解散・清算人選任までの助言を含む法律事務報酬）税別20万円

(3) 官報広告取次費用（広告代別途）税別15万円

(4) 清算結了事務（結了登記印紙代別途）税別15万円

(5) 総合助言報酬 税別30万円（依頼時前払い）

C) 所要期間及び登記申請印紙代

※ 印紙代等及び切手謄本代は合計約7万5千円

※ 所要期間は、次の(1)のおとり、2か月（以上）。

(1) 官報公告及び債権者個別の催告に2か月以上の期間が必要です。

(2) 費用は、登記費用（解散登記3万/清算人選任登記9千/清算結了登記2千円）

(3) 官報公告料3万円（その外に上記B(3)項の取次手数料相場15万円）

第2 株式会社「解散登記」（必要書類）

1. 解散登記申請書
2. 清算人選任登記申請書（本店の法務局に解散決定/清算人選任日から2週間以内）
3. 定款（設立時の公証人認証のもの）
4. 株主総会議事録（過半出席株主の2/3以上の解散特別決議、及び清算人選任の決議）
5. 株主リスト（株主氏名（名称）、住所、議決権数・決議兼割合を証す書類/上記4添付）
6. 就任承諾書（清算人及び代表清算人の就任承諾を証する書面）
7. 委任状（代理申請の場合/関係者が代理申請する場合にも必要）

細部の手続き明細

- ① 登記申請書
- ② 定款（「清算人に関する定め」確認のため/大会社では清算人会設置の有無）
- ③ 株主総会議事録
- ④ 株主総会議事録の記載事項
- ⑤ 株主総会での解散の決議

- ⑥ 株主総会議事録への押印
- ⑦ 清算人の就任承諾書（取締役が清算人になる場合は不要）
- ⑧ 株主リスト
- ⑨ 印鑑届出書（届出代表印を清算人の資格で再度登録するは可能）
- ⑩ 清算人個人の印鑑証明書（3 か月以内のもの）

その他

- ⑪ 登記事項全部証明書
- ⑫ 本人確認証明書
（運転免許両面、住民票写し（個人番号なし）、住基カード（住所記載あり））
- ⑬ 印鑑証明書
- ⑭ 解散登記にかかる費用
- ⑮ 登録免許税 次の4万1,000円
（解散登記3万円、清算人登記9千円、清算結了登記2千円）
- ⑯ 解散の登記と清算人選任の登記費用
- ⑰ 清算結了の登記（結了日から2週間以内に本店法務局に登記申請）
- ⑱ 官報公告 広告料約3万円、弁護士又は税理士の取次手数料15万円
（債権者保護手続き/2か月以上期間を定め債権申出を催告）
※会社が認識する債権者は官報公告及び2か月猶予の「個別の催告」義務

第3 会社を消滅させるための登記手続き

1. 「解散登記・清算人選任登記」
 2. 「清算結了の登記」の2段階になっています。
- 備考： 登記申請は、いずれも清算人が行います。

第4 解散登記の流れ

1. 「解散」と「清算人」を決める
2. 解散登記と清算人選任登記の申請をする
3. 債権者保護手続きをする
4. 官報公告
5. 個別の催告
6. 清算事務を結了する（清算結了の登記をする）。

アアクスグループ株式会社／アアクス堂上税理士事務所
 135-0061 東京江東区豊洲5丁目5番1-3001号
 代表取締役社長（代表理事／中国語対応事務所）
 代表取締役会長（税理士・行政書士）堂上孝生
<https://税理士.top/> <https://etax.tokyo/>
 連絡先フリーダイヤル：0120-03-6066（受付山本努）

弊社グループは土業専管業務の代行に関しては各土業の方に依頼して業務を遂行しています。